

介護福祉士資格取得のための実務者研修受講資金を貸付します！

令和 7 年度 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 募集要項

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は、介護福祉士の資格を取得し、福井県内においてこれを活かした業務に従事しようとする方に実務者研修受講資金を貸付し、福井県の福祉人材の確保と福祉の増進を図ることを目的に実施するものです。

2. 貸付の対象者（次のすべてを満たす方）

- ①介護福祉士実務者研修施設に在学し、県内に住民登録をしている者または県内の実務者研修施設に在学している方で、実務者研修施設の課程を修了後、県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者
- ②申請時に県内で常時雇用している従業員数が100人未満である法人において、介護等の業務に従事している者

3. 貸付金額等

- (1) 貸付額は、実務者研修受講資金として20万円以内です。
- (2) 貸付対象経費は、実務者研修の授業料、実習費、教材費等、参考図書、学用品、国家試験の受験手数料等です。
- (3) 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間です。
- (4) 利子は無利子です。ただし、「8. 返還」の事由に該当し、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は、年3%の延滞利子を徴収します。

※同種の貸付や他の国庫事業（生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等）との併用はできません。

4. 貸付の人数（令和 7 年度分） 20 人程度（先着順）

5. 申請の手続き方法

- (1) 実務者研修受講資金の貸付を希望する方は、下記の「9. 申請先・問い合わせ先」に提出してください。
 - ①介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（様式第1号）
 - ②貸付申請時に県内において介護等の業務に従事している施設または事業所からの推薦書（様式第2号） ※ 各法人からの推薦は原則2人までとします。
 - ③介護福祉士実務者研修受講資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第3号）
 - ④世帯全員の記載のある住民票（マイナンバーの記載がないもの）
 - ⑤実務者研修施設での受講を証明する書類
 - ⑥業務従事証明書

- (2) 申請には、連帯保証人 1 名（原則として県内に住所があり独立の生計を営む者で、返還債務を負担することができる資力を有する者）が必要です。ただし、申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人（父母等）でなければなりません。

6. 貸付の決定および貸付金の交付

申請書類を審査し、貸付決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書（借受人および連帯保証人の印鑑証明書を添付）および振込口座申請書を提出していただきます。

貸付金の交付は、貸付決定者から振込口座申請書を受理後、約 1 か月以内に指定口座に振り込みます。

7. 返還の免除

介護福祉士実務者研修施設の課程を修了した日（実務者研修施設の課程を修了した日において介護等の業務に従事する期間が 3 年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が 3 年に達した日とする。以下同じ。）から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護福祉士の業務に引き続き 2 年間（在職期間が通算 730 日以上かつ従事日数が 360 日以上）従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

8. 返還

貸付決定者が、次のいずれかに該当する場合（他種の実務者研修施設等における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付金を返還していただきます。

- ①実務者研修施設を退学するなど貸付が打ち切られたとき
- ②実務者研修施設の課程を修了した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護福祉士の業務に従事しなかったとき
- ③県内において介護福祉士の業務に従事する意思がなくなったとき
- ④業務外の事由により死亡し、または心身の故障により介護福祉士の業務に従事できなくなったとき

9. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせや申請書の送付先は、次のとおりです。

また、申請様式は本会ホームページからダウンロードできます。

【住所】〒910-8516 福井市光陽 2 丁目 3 番 22 号 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課「介護福祉士実務者研修受講資金」担当
【TEL】0776-24-4987（直通） / 0776-24-2339（代表）
【FAX】0776-24-0041 【ホームページ】 https://www.f-shakyo.or.jp

実務者研修施設とは…社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 5 号に規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設

介護福祉士の業務とは…「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日社第 29 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）」に定める職種または当該施設の長の業務